平成２３年（フ）第８０６３号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番１―210号
債務者　宮下　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８９号
大阪市中央区上汐１丁目５番11号
債務者　鎌倉　宣之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１００号
大阪市此花区伝法１丁目３番18号　一吉マンション301
債務者　森本　忠明
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０３号
大阪市天王寺区上本町８丁目６番26号　大平第13ビル301号
債務者　佐伯　佳美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２５６号
大阪市天王寺区東上町２番26号
債務者　瀧野　浩伸
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８６号
大阪市城東区野江４丁目10番４号
債務者　青山佳代子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０２号
大阪市平野区瓜破２丁目２番54―401号
債務者　川口　摩里（旧姓金）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１３号
大阪府吹田市藤が丘町８番13―305号
債務者　三谷　佳織
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３２号
大阪市西成区南津守３丁目７番５号
債務者　弓埜　正大
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６２３号
大阪府吹田市金田町５番37号
債務者　河村　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４３号
大阪市東成区中本４丁目13番30号
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４７号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目４番11号
債務者　佐谷扶有子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番70号　シュクセ・ベージョＡ棟103号、前住所大阪府東大阪市森河内東１丁目３番20号
債務者　西岡恵美子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１号
大阪市住之江区北島３丁目１番１―202号
債務者　長友トヨ子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９号
北海道旭川市東光11条２丁目３番２号エスパニアⅣ―Ｂ205
債務者　窪田　敏也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９９号
北海道旭川市東４条６丁目３番１号　ラ・ルミエール２―205号室
債務者　田川亜沙美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０５号
北海道旭川市緑が丘４条４丁目１番地の１　神楽岡ニュータウン76Ｒ７―35
債務者　三上　久光
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部